

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、手続き開始の公示及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	新島簡易裁判所庁舎（２１）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	新島村本村３－３１３－２	
工事概要	敷地面積 863m ² １．建物 １) 庁舎 構造 : 鉄筋コンクリート造地上２階 建築面積 : 約 150m ² 延べ面積 : 約 300m ² 用途 : 庁舎 工事内容 : 耐震改修、屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、 電気設備改修、機械設備改修	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R3.6.11 / R3.6.29 / R3.8.17	
工期	契約締結の翌日から令和４年３月30日まで	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式(実績評価型)	
指名されるために必要な要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C等級又はD等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成18年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造又は鉄骨造の建築物の耐震改修(耐震スリットのみの改修は除く。)工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造又は鉄骨造の建築物(躯体、外装、内装の全てを含む。)の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記(ア)、(イ)の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

「新島簡易裁判所庁舎(21)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

○工事の概要

- ・工事場所: 東京都新島村
- ・構造規模: RC 造2階建て
延べ面積: 約 300 m²
- ・工期: 令和4年3月30日まで
- ・対象業者: 建築C等級又はD等級
- ・耐震改修、外壁改修、建具改修、屋根改修、内装改修、電気設備改修、機械設備改修



○実勢価格を予定価格に反映する「見積活用方式」を採用します。

《見積活用方式について》

建築関係工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を試行します。外壁改修工事の「外壁 防水形複層塗材 E」に関する項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料(法定福利費を含む)の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

○新型コロナウイルス感染症への対応、資材・機材の調達方法、作業員の旅費・宿泊費等については、変更協議の対象とします。

感染拡大防止対策を実施するために必要と認められる費用について受注者から請求があった場合は協議に応じます。

○発注スケジュール(郵送による入札も可能です)

申請書提出期限 : 令和3年6月29日 開札予定 : 令和3年8月20日

○公募型指名競争入札(総合評価落札方式・実績評価型)について

- 参加に必要な施工実績
RC 造、SRC 造、S 造の建築物で新築又は増築一式 他
(請負代金額が 500 万円以上であれば建物の規模及び用途は問いません。)
(民間工事でも施工実績となります。)
- 提出資料
参加要件は企業のみとしており、技術者要件は求めています。
- 総合評価の評価項目
関東地方整備局発注工事等の工事成績や表彰の有無等は評価対象外です。
これまで公共工事の実績のない企業も新規参入しやすくなっています。
- 配置予定技術者
技術資料提出時に配置予定技術者に係る書類の提出は不要です。(契約後通知)

○島しょ工事に必要な費用について

- 工事に関する資材(生コンクリートを除く)、機材及び作業員については、本土にて調達し、島内工事場所に輸送することを想定し、予定価格に反映しています。
- 工事に必要な資材・機材の調達、工事に従事する作業員の旅費・宿泊費等については、工事の施工実態を踏まえ変更協議の対象とします。